

立命館大学国際平和ミュージアム

資料貸出条件

1. 貸出資料の引渡し及び返納に要する費用は、借受人において負担すること。
※ただし、教材キット・パネルを学校で教育のために使用する場合に限り、2024年4月～2025年3月は当館が配送料を負担する。
その場合、同梱のアンケートに回答することを条件とする。
※なお、授業で貸出資料を使用する場合、可能な範囲で同資料を使用して実施した授業の教案の提出いただくものとする。
※学校以外の団体は、全ての貸出資料の配送料を有料にて対応する。
2. 貸出資料について、修繕、改造その他物品の現状を変更しないこと。
また、DVDの無断複製・配信は決して行わないこと。
3. 貸出資料は、転貸し、又は担保に供しないこと。
4. 貸出資料は、貸出の目的以外の目的のために使用しないこと。
5. 貸出資料について、使用場所は、申請書に記入した利用場所以外の場所では使用しないこと。
6. 貸出資料は、貸付期間満了の日までに、指定の場所へ、原状に復して、返納すること。
7. 館長が特に必要があると認めて貸出期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って貸出資料を返納すること。
8. 借受人が貸出条件に違反したときは、館長の指示に従って貸出資料を返納すること。
9. 貸出資料を亡失、又は損傷したときは、直ちに当館に連絡し、その指示に従うこと。その原因が借受人の故意又は重大な過失によるものであると館長が認めるときは、借受人はその負担において、その損害を弁償すること。
10. 館長は貸出資料について随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め又は当該物品の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができる。

以上